

介護保険法の一部改正を踏まえた 対応について

平成26年8月18日

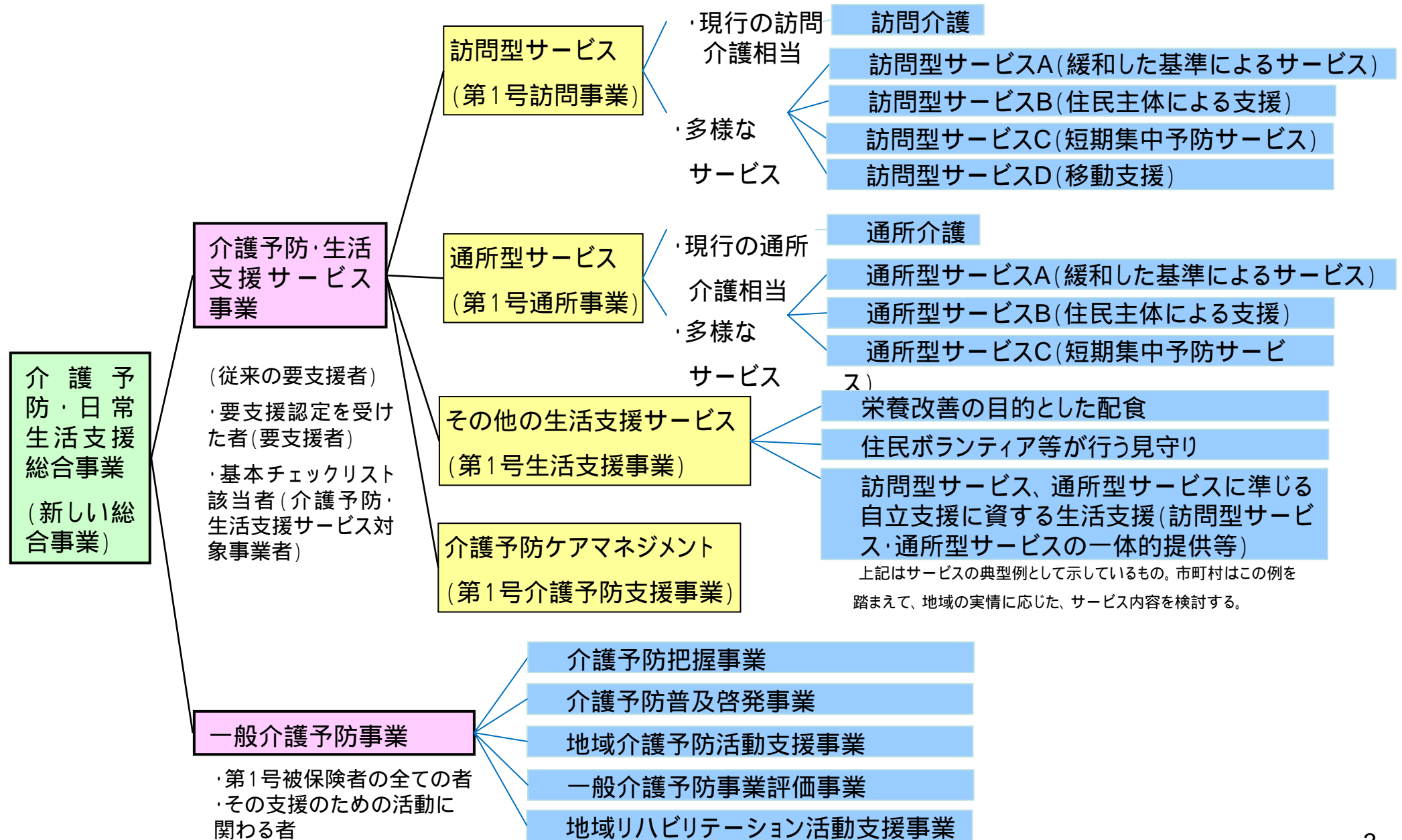
義務化された事項のうち実施時期等の 裁量がある事項

1 予防給付の見直し(介護予防・生活支援サービス事業)

区 分	内 容
国の見直し内容	介護予防サービスのうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護を地域支援事業に移行し、平成29年4月までに全ての市町村で実施(予防給付は平成30年3月までに全て移行。平成27年4月実施できない場合は、事前に条例で実施時期を定める必要あり。) 財源構成は給付と同じ(国、県、市、1号保険料、2号保険料) 既存の事業所による既存サービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用
事業内容	・訪問型サービス ・通所型サービス ・その他の生活支援サービス(配食、見守り等) ・介護予防ケアマネジメント
市の見直しにあたっての視点	・在宅の方への生活等の支援を図る多様なサービスを整備 ・利用者や事業者が混乱しないような円滑な移行を目指す。 ・新サービスの実施時期については、実施主体の育成期間も考慮する。

国のガイドライン案(概要)は別紙資料6のとおり

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



第7 総合事業への円滑な移行

市町村が条例で定める場合は、総合事業の実施を平成29年4月まで猶予可能。
 市町村は、できる限り早期から新しい総合事業に取り組む。一方で、受け皿の整備等のため、一定の時間をかけて、総合事業を開始することも選択肢。

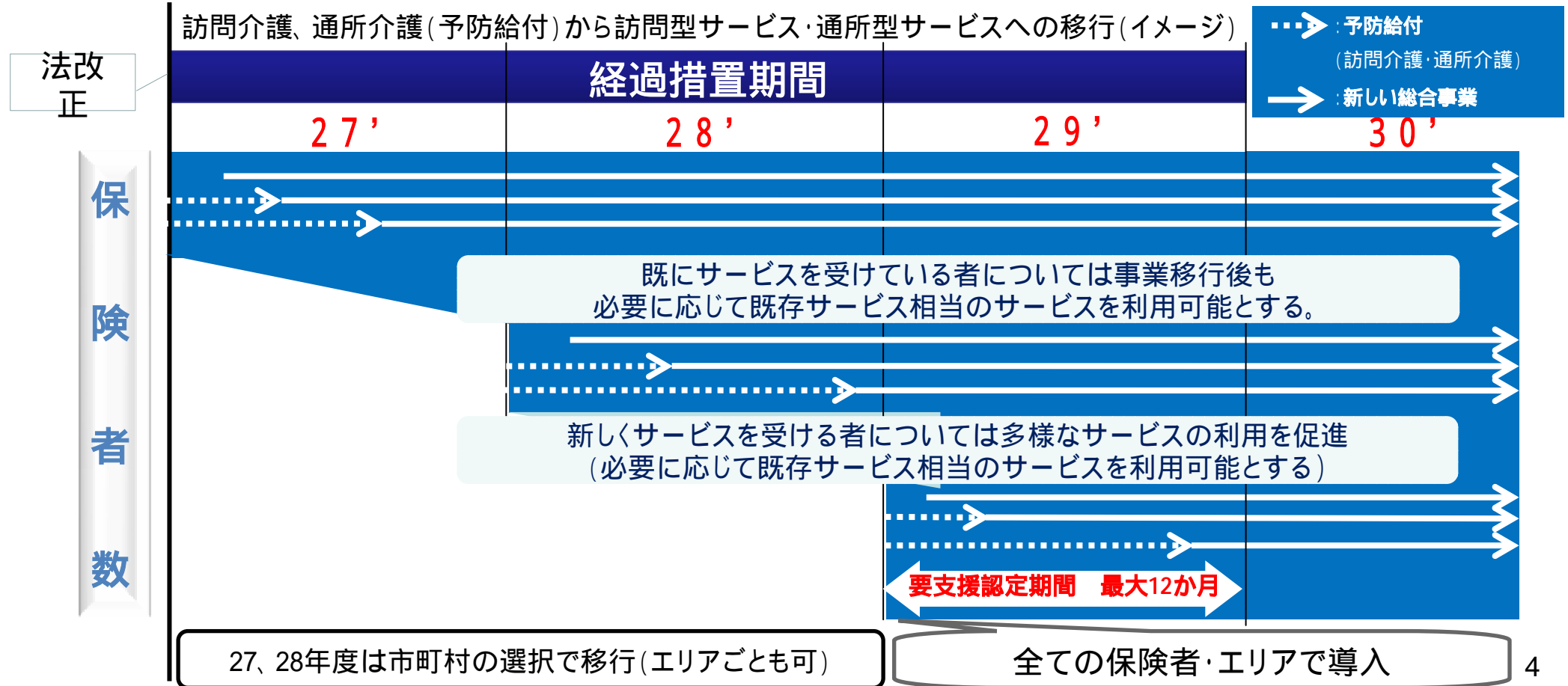
総合事業の実施を猶予する場合も、総合事業の実施猶予の趣旨を踏まえ、現在から着実に受け皿の整備を行うよう努めることが適当。

< 段階的な実施例 >

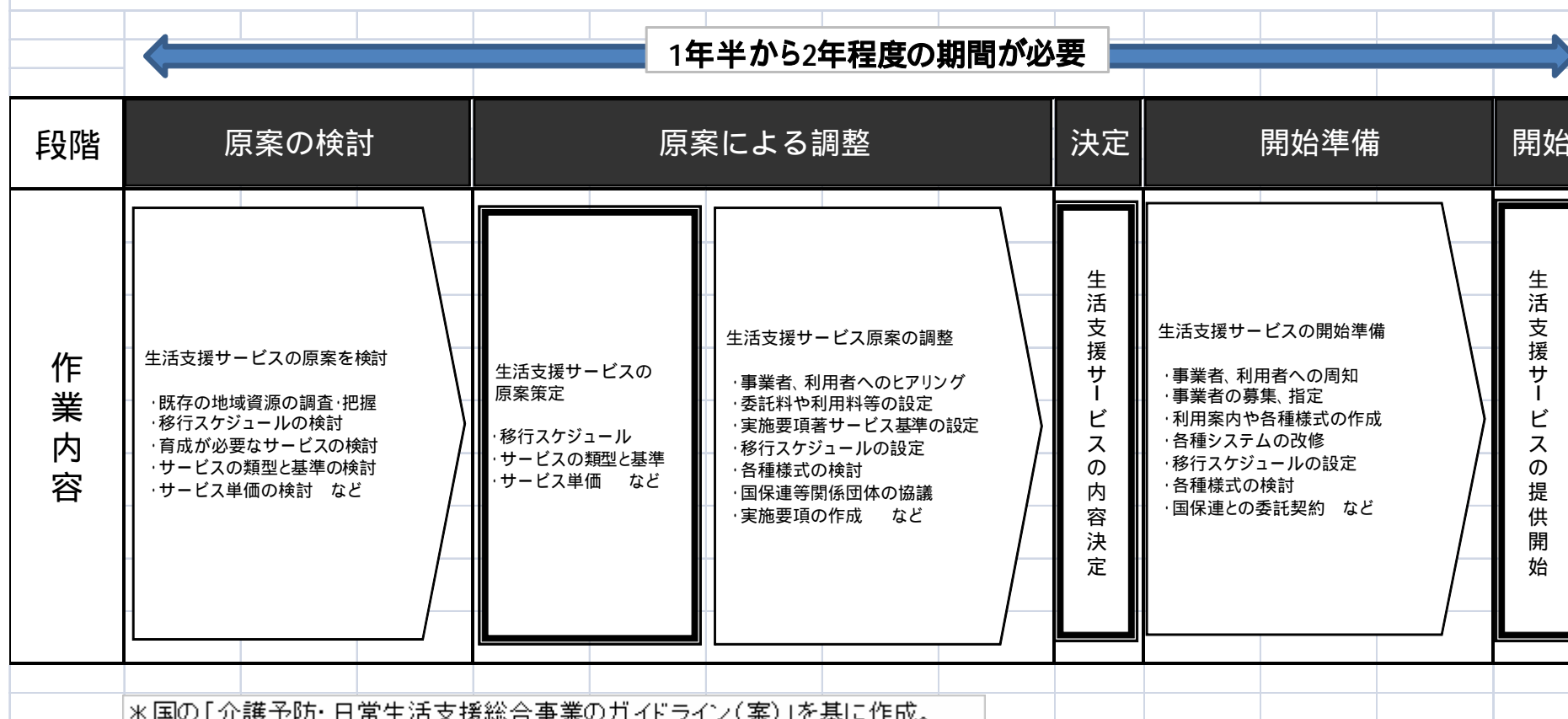
エリアごとに予防給付を継続(【例】広域連合の市町村ごと)

初年度は総合事業によるサービスの利用を希望する者以外は予防給付を継続

既に給付によるサービスを利用している者は、初年度は予防給付とし、翌年度当初からすべての者を総合事業に移行



介護予防・生活支援サービス実施に向けた準備作業等のイメージ



2 在宅医療・介護連携の推進

区分	内容
国の見直しの内容	<p>地域支援事業の包括的支援事業に位置づけ 実施可能市町村は平成27年4月から事業開始し、平成30年4月には全ての市町村で実施義務あり。(平成27年4月実施できない場合は、事前に条例で実施時期を定める必要あり。)</p> <p>一部を医師会等(地域の中核的医療機関や他の団体含む)に委託することができる。</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・地域の医療・介護サービス資源の把握・在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議・在宅医療・介護連携に関する相談の受付等・在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援・在宅医療・介護関係者の研修・24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築・地域住民への普及啓発・二次医療圏内・関係市町村の連携
市の見直しにあたっての視点	<ul style="list-style-type: none">・実効性の高いものとするため、医師会等関係者との合意形成に重きを置く。・実施時期を踏まえ、協議の場をできるだけ早期に設置する。

3 認知症施策の推進

区分	内容
国の見直しの内容	地域支援事業の包括的支援事業に位置づけ 実施可能市町村は平成27年4月から事業開始し、平成30年4月には全ての市町村で 実施義務あり。(平成27年4月実施できない場合は、事前に条例で実施時期を定める必 要あり。)
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・認知症初期集中支援チームの設置・認知症地域支援推進員の設置・認知症ケア向上推進事業の実施・若年性認知症施策の実施・市民後見人の育成、支援組織の体制整備・認知症サポーターの養成と普及その他市町村が行う認知症の人とその家族への支援に 関する取組
市の見直しに あたっての視点	<ul style="list-style-type: none">・市民後見人の育成や認知症サポーターの養成などの既の実施しているものは、これま での取り組みをさらに発展させる。・認知症初期集中支援チームの設置など未実施の項目については、認知症ケアパスの 普及を踏まえた対応とする。

4 生活支援の充実強化(生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進)

区分	内容
国の見直しの内容	地域支援事業の包括的支援事業に位置づけ 実施可能市町村は平成27年4月から事業開始し、平成30年4月には全ての市町村で実施義務あり。(平成27年4月実施できない場合は、事前に条例で実施時期を定める必要あり。)
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置・協議体の設置(市・包括のほかにNPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人などの関係主体)・高齢者等を支援の担い手になるよう養成し、支援の場につなげる資源開発・活動主体等のネットワークの構築・支援を必要とする高齢者の地域のニーズと地域資源のマッチング
市の見直しにあたっての視点	<ul style="list-style-type: none">・予防給付の見直しによる、新しい総合事業の内容を踏まえたものとする。・地域資源開発などの時間を要する事項は、早期の着手を目指す。

その他の改正事項

5 介護予防の推進

区分	内容
国の見直しの内容	<p>一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進する観点から介護予防事業を見直す。</p> <p>これまでは機能回復訓練などの「心身機能」の改善に偏っていたが、「心身機能」、「活動」、「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけを行う。</p> <p>介護予防を機能強化する観点から「地域リハビリテーション活動事業」を追加する。</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防把握事業 ・介護予防普及啓発事業 ・介護予防活動支援事業 ・一般介護予防事業評価事業 ・地域リハビリテーション活動支援事業
市の見直しにあたっての視点	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の状態像を踏まえた、多様なメニューを設ける。 ・高齢者やその家族の意識改革も含めた取り組みとする。 ・専門性の高いメニューには、専門職を積極的に活用し、事業効果を高める。 ・予防給付の見直しの介護予防・生活支援サービス事業と関連するため、同時期での事業実施

6 地域包括支援センターの機能強化

区分	内容
国の見直しの内容	業務量に応じた適切な人員配置 センター間及び行政との業務の役割分担の明確化と連携強化 PDCAの充実による効果的な運営の継続
事業内容	・人員体制の強化 ・運営方針を明確にし、委託の場合は明確に提示 ・直営等基幹的な役割を担うセンターや、機能強化型センターを位置づける ・センターの運営協議会による評価、PDCAの充実や取り組みの情報公開
市の見直しにあたっての視点	・日常生活圏域の見直しの検討 ・人員配置の見直しの検討 ・運営方針を具体的・明確に提示

7 地域ケア会議の推進

区分	内容
国の見直しの内容	個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげるなど実効性のあるものとして定着・普及させる。 これまで通知に基づき実施されている地域ケア会議を介護保険法に位置づけし、制度化
事業内容	・地域包括支援センターレベルでの会議(地域ケア個別会議) ・市町村レベルの会議(地域ケア推進会議)
市の見直しにあたっての視点	・地域ケア個別会議の推進 ・地域ケア推進会議の実施

8 特別養護老人ホームの中重度者への重点化

区分	内容
国の見直しの内容	平成27年4月から、原則、特別養護老人ホームへの新規入所者を要介護度3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度者の要介護者を支える施設としての機能に重点化 要介護度1・2の方であっても、やむを得ない事情により施設以外での生活が著しく困難な場合は、市町村の適切な関与のもと、施設の入所検討委員会を経て特例入所を認める。
事業内容	・原則、要介護度3以上の方のみ入所
市の見直しにあたっての視点	・平成27年度から特例入所の国の指針を特別養護老人ホームへ示した上で、施設の意見の求めに応じ、意見書作成等による市の適切な関与を行う。

9 低所得者の1号保険料の軽減強化

区分	内容
国の見直しの内容	平成27年度から実施、給付費の5割とは別枠で公費を投入し、低所得者の高齢者の保険料の軽減を強化 公費負担割合は、国1/2、県1/4、市1/4
事業内容	【軽減の案】 ・第1・第2段階 0.5 0.3 ・特例第3段階(本市の第3段階) 0.75 0.5 ・第3段階(本市の第4段階) 0.75 0.7
市の見直しにあたっての視点	・平成27年度から保険料の軽減強化を実施

10 一定以上所得者の利用者負担の見直し

区 分	内 容
国の見直しの内容	平成27年8月から一定所得以上の方の利用負担割合を2割とする。 平成27年8月から自己負担限度額(高額介護サービス費)について、医療保険の現役並み所得に相当する者のみ引き上げる。
事業内容	・合計所得金額160万円以上(案)の第1号被保険者の利用者負担割合を2割へ ・医療保険の現役並み所得に相当する方の高額介護サービス費の限度額を37,200円から44,400円に引き上げ
市の見直しにあたっての視点	・平成27年8月から、2割負担及び高額介護サービス費の限度額引き上げを実施

11 補足給付の見直し

区 分	内 容
国の見直しの内容	食費・居住費を補助する特定入所者介護(予防)サービス費について、在宅との公平性や預貯金等を保有し負担能力がある場合の不公平の是正のため見直す。 平成27年8月から配偶者所得の勘案を行う。 平成27年8月から預貯金等の勘案を行う。 平成28年8月から非課税年金の勘案を行う。
事業内容	・配偶者の市民税課税の場合は、支給対象外 ・預貯金基準額(単身1千万円、夫婦2千万円)を超える場合は、支給対象外 ・非課税年金も収入として判定
市の見直しにあたっての視点	・平成27年8月から配偶所得・預貯金等の勘案を行い、平成28年8月から非課税年金の勘案を行う。

12 サービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用

区分	内容
国の見直しの内容	これまで高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームであっても基本的に住所地特例の対象外となっていたが、他の有料老人ホームと同様に、特定施設として住所地特例の対象とする。 平成27年4月以後に入居した者から住所地特例の対象(既入所者は対象外)
事業内容	・サービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用
市の見直しにあたっての視点	・平成27年4月からサービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用を行う。